

新型コロナウイルス感染症による 影響への対応

～感染防止対策の徹底を図りながら、市内経済を
活性化させ、事業者の経営継続を支援～

総額 1億6,600万円



コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくり



ウィズコロナ社会における
適応戦略の着実な推進

A. 感染の防止

(1) 感染症対策の推進

新型コロナウイルスワクチン接種の促進（6月補正、9月補正、12月補正）
ワクチン接種にかかる集団接種会場への移動支援（5月補正）

(2) 地域医療の確保

B. 生活の維持

(1) 市民生活の安定

新型コロナウイルス感染症対策の市民・事業者への広報・啓発（9月補正）
生活困窮世帯自立支援金（6月30日専決補正）
子育て世帯生活支援特別給付金（5月28日専決補正）
ひとり親世帯生活支援特別給付金（4月9日専決補正）
子育て世帯臨時特別給付金（11月26日、12月17日専決補正）
住民税非課税世帯等臨時特別給付金（12月24日専決補正）

(2) 雇用の確保

事業者における継続雇用の支援（5月補正、9月補正、2月補正）
臨時職員の緊急雇用（5月補正）

C. 経済の回復

(1) 地域経済の回復

産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（9月補正、2月補正）
各種住宅関係補助制度の増額（9月補正）
教育旅行誘致の促進（5月補正、2月補正）
公共交通の利用促進（5月補正）

(2) 事業の継続

新型コロナウイルス対策利子、保証料補給金（9月補正）
岐阜県新型コロナウイルス感染防止対策協力金（9月補正）
事業継続応援給付金支援制度の創設（6月補正）
事業者の経営改善及び事業継続に対する支援（2月補正）

『成長戦略』

ポストコロナ社会を前提とした
中・長期的な視点による成長戦略の展開

1. 力強い経済の発展

(1) 地域経済の発展

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（5月補正、9月補正）
体験プログラムの利用促進（9月補正）
教育旅行誘致の支援（再掲）

(2) 産業の革新

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（再掲）

2. 豊かな暮らしの実現

(1) QOLの向上

(2) 社会基盤の充実

3. 活力ある地域の創出

(1) パートナーシップの強化

子ども子育て世帯の社会的孤立への緊急支援（9月補正）

(2) 関係人口等の獲得

体験プログラムの利用促進（再掲）

4. DXの推進（デジタル・トランスフォーメーション）

(1) 市民サービスの向上

(2) 効率・生産性の向上

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（再掲）

事業者における継続雇用の支援

「**高山市雇用調整支援事業補助金**」を延長することで、**事業活動の縮小**を余儀なくされている**事業者を支援**するとともに、**従業員への休業手当等**の支払い率の向上を**支援**する。

■国の雇用調整助成金について、3月まで特例措置を実施することが決定。

■**高山市雇用調整支援事業補助金**も**3月まで支援を延長**



教育旅行誘致の促進

観光需要の回復の見通しが現状として立たない中、春以降の積極的な誘致を図るため、**教育旅行誘致を再実施**。市内消費の喚起と若年層の飛騨高山ファンの拡大を目指す。

教育旅行で来高される学生等に対し、**一人あたり1,000円の商品券を配布**

- 対象：市内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
が実施する修学旅行、遠足、校外学習など
- 期間：令和4年4月18日～令和4年11月30日※予定
- 商品券取扱加盟店の登録：3月上旬から募集予定
- 申請窓口等：飛騨・高山観光コンベンション協会



産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（第4弾）

市内の産業団体等が実施する消費の活性化を図る事業等を支援する。

■対象事業

①市内消費の活性化を図るための事業

②コロナ禍における環境変化への対応強化を図るための事業

■補助限度額 1団体につき **300万円**

■補助率 補助対象経費の2/3以内

■補助対象者 市内事業者を中心に構成する組合や協会などの市内産業団体

■実施期間 令和4年2月下旬～令和4年5月31日（予定）



市内事業者の経営改善及び 事業継続に対する支援

金融機関の伴走型による支援を受けて経営改善を実施していく事業者を対象とする**融資の利子補給**と、一定期間の**返済猶予等の条件変更**を受けられる際に追加で必要となる**保証料の補給**を実施

	利子補給	保証料補給
対象融資	伴走支援型特別保証に係る融資	県・市・金融機関における新型コロナウイルス感染症関連融資
支援内容	3年間に支払われた利子（年利1.4%以内の額）を全額	条件変更により追加で必要となる保証料を全額



感染の防止・生活の維持

濃厚接触者への生活支援

■**濃厚接触者**に指定され外出自粛を要請されたことで生活に困っている方の相談に応じ、必要な**生活上の支援**を行う



相談先

高山市新型コロナウイルス総合窓口

TEL (0577) 36-0024 (月～金9:00～17:00)